

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士

小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

謹賀新年

平成28年元旦

法定調書

◆提出調書と支払内容◆

〔提出期限〕
平成28年
2月1日(月)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法及び租税特別措置法等の規定により、(平成27年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様の種類がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、税務署より配布の平成27年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンビニオン等への報酬、料金や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の概要

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、平成27年10月から個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

法定調書の提出義務者(支払者等)は、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

■2016年度税制改正大綱■ 法人税率、来年度29・97% 中小企業向け設備投資減税

自民、公明両党の税制調査会は、2016年度税制大綱をまとめたので、企業に関連する主な項目についてふれてみました。

■法人税の引き下げ■

企業の所得のうち税金として納める割合を示す「法人実効税率」を現在の32・11%から2016年度は29・97%に引き下げることが明記し

2016年度税制改正大綱 ～主なポイント～

- ・法人実効税率を29.97%に引き下げ
- ・外形標準課税を拡大
- ・中小企業の新規設備の固定資産税を3年間、50%減税
- ・企業版「ふるさと納税」を創設
- ・通勤手当の非課税枠を月15万円に引き上げ

ました。14年度から3年連続の引き下げとなります。収益力のある企業の負担を軽減し、その分を投資や賃上げを促したい考えです。

法人実効税率は18年度までの段階的な引き下げを明記。16年度に29・97%、17年度は同率で据え置き、18年度には29・74%まで引き下げます。13年度の37%からの引き下げ幅は7%超となります。

■固定資産税の減税■

ただ、法人実効税率の引き下げは、赤字の中小企業にとってはメリットがありません。そこで、大綱に盛り込まれたのが新たな設備投資をした中小企業に対する固定資産税の減税です。

中小企業の設備投資を促すため、16年度以降、中小企業が新たに購入する160万円以上の機械や装置などにかかる固定資産税を3年間、50%にする時限措置も設けることになりました。

法人実効税率の引き下げと固定資

産税の減税措置の両輪により国内の設備投資を促す方針です。

■外形標準課税の拡大■

減税分を穴埋めする財源を確保するため、利益ではなく事業規模に応じて赤字企業も負担する外形標準課税を増税します。

外形標準課税は、給与総額などを基準に企業の事業規模を測って課税する仕組みです。地方税の法人事業税に既に外形課税が採用されており、資本金1億円を超える企業に赤字、赤字にかかわらず納税が求められています。

資本金1億円以下の中小企業は引き続き対象外となります。

外形課税の対象にはなるものの経営基盤の弱い資本金1億円超の中堅企業を支える激変緩和策も設けます。利益への課税と外形課税の合計が15年度より増える場合、16年度は増えた分の75%の支払いを免除します。17年度は50%免除、18年度は25%を免除します。19年度からは通常の課税に戻します。

■通勤手当の非課税拡大■

通勤用の定期代や通勤手当の非課税枠が拡大されます。

所得税のかわらない上限額が現行の月10万円から15万円に引き上げら

れます。

現在は月10万円を越える定期代や通勤手当を受け取ると、超えた額が収入とみなされ、所得税の課税対象となつていますが、非課税枠を拡大することで、人口減の懸念が高まる地方に移住するサラリーマンを増やす狙いがあります。

■企業版「ふるさと納税」を創設■

故郷や応援したい自治体に寄付すれば、税金が軽減される「ふるさと納税」の企業版を創設します。

現在は企業が地方の自治体に寄付した場合、その一部を損金として扱うことができるため、企業の実際の負担は寄付金額より約3割軽くなつています。

企業版「ふるさと納税」が導入されると、企業が立地自治体に払う法人事業税や法人住民税から寄付金額の30%を差し引き、寄付金の負担をさらに軽くすることができます。

このため、寄付金を全額、損金算入することで納税額の約3割を減税する現行制度とあわせて、減税効果は約2倍に拡大する見通しです。

ただし、寄付金は地方創生に効果があると認められた事業に限定され、具体的な対象事業は今後、国が認定します。



お歳暮として贈った商品券 贈り先・日付等を記録

会社が日頃の取引に感謝し、社会的儀礼として、得意先や仕入先などにお中元やお歳暮を贈ることは、日本特有の商習慣といえるでしょう。近年では、利便性などを考慮して、物品ではなく商品券を贈るケースもあるようです。

贈り先の記録を残す

ただし、商品券を贈る際には注意が必要です。例えば、12月にお歳暮用に商品券をまとめて100万円分購入し、「交際費」として一括して事務処理をしていた場合などです。

その後、税務調査などが入った場合、その商品券を誰に、いつ、いくら分贈ったのかの内訳を厳しくチェックされることがあります。そのためにも、単に交際費としてまとめて記帳するのではなく、次のような項目の詳細を記録しておくことが重要です。

- ① 贈った相手の名称・氏名
- ② 贈った日
- ③ 贈った相手との関係(取引関係等)
- ④ 贈った金額(種類と枚数)

税務調査の調査官は、会社が商品券を購入した場合、それが得意先や仕入先などではなく、従業員への給料や賞与の代わりに与えられているかを確認することがあります。

例えば、商品券を社員やパートに配った場合には、実質的に給与課税の対象となり、源泉徴収が必要となることから、調査官のチェックは厳しいものになります。

使途不明金で損金不算入

商品券の購入費用が「交際費」に該当するかどうかを争った過去の裁判の判決では、商品券の配布リストについて、贈り先や贈り先との具体的な関係性、個々に贈った商品券の金額が明らかでないため、交際費ではなく「使途不明金」として損金不算入とする厳しい判決が出された例もあります。

このようなことにならないように、お歳暮などに商品券を贈る際には、前記のような個別の贈り先に対する記録を忘れずにつけておくことが肝要です。

1月の税務と労務

一 税 務

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
(2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…2月1日
- ★源泉徴収票の交付
(1)交付期限…2月1日
(2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限…2月1日
- ★個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- ★27年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…1月12日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- ★27年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…2月1日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月1日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…2月1日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…2月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…2月1日
- ★給与支払報告書の提出
(1)提出期限…2月1日
(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…2月1日

新年明けましておめでとうございます。心新たに新年の目標を立てた方も多いのではないのでしょうか。▼「実るほど頭を垂れる稲穂かな」。ご存知の方も多いと思いますが、意味は「稲が実を熟すほど穂が垂れ下がるように、人間も学問や徳が深まるにつれ、謙虚な姿勢を忘れない」ということです。多くの経営者に支持される松下幸之助氏もこの格言を信条にしていたと言われます。▼経営者は、威張らなくても、人格があれば、周囲の人は理解しています。偉く

実るほど頭を垂れる稲穂かな

なっても謙虚に「頭を垂れる姿勢」が、その人の人格を上げ、周囲の人を引き付けます。逆に威張ることではできません。威張ることでは良い社員は育ちません。そして良い社員が育たなければ、会社は成功しないのです。▼組織運営が堅固な会社ほど、経営トップの方が謙虚に現場の社員の意見に耳を傾け、話し合いの場を創りだす努力をしています。謙虚に人の言うことに耳を傾け、常に向上心を失わないよう自らを律していききたいものです。